

農林水産大臣意見照会回答不要通知書

令和 年 月 日
回答不要通知番号第 号

農 林 水 産 大 臣 殿

(税関官署の長) 印

令和 年 月 日付農林水産大臣意見照会書（照会番号第 号）については、貴職の意見を要しないこととなりましたので、関税法第 69 条の 8 第 5 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき通知します。